

特別支援教育の充実に向けて

Q & A



～かかわり続ける中で、

「つなぎ、高め、認め合う」

教育の実現をめざして～

平成23年1月

阿蘇教育事務所

はじめに

阿蘇教育事務所では、平成22年度、管内の重要課題として、「確かな学力の育成」「信頼される学校づくり」そして、「特別支援教育の充実」を位置付けて課題解決に市町村教育委員会をはじめ関係機関及び関係者との連携を密にしながら取り組んできたところです。また、課題解決のために「かかわり続ける中で『つなぎ、高め、認め合う』教育」のもと、次の5つのお願いを大切にしてきました。

- ① 課題意識を大切にしてください。
- ② 不祥事0を目指してください。
- ③ 先生方を育ててください。
- ④ PDCA サイクルを PDCCCA サイクルとして捉えてください。
- ⑤ 「ピンチはチャンス」と捉えてください。

さて、本管内の重要課題の一つである「特別支援教育の充実」は、「教育の原点」と言われている特別支援教育に関わる課題です。関係者の熱心な取組のお陰で関係機関との連携や障がい種別への対応については大きな成果がみられるようになりました。しかし、課題として残されるものも多くあります。そこで、阿蘇教育事務所としては、具体的な課題として次の7項目として整理し、年度当初から学校化をお願いしてきたところです。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 教育課程の編成 | ② 諸計画の作成 |
| ③ 領域・教科を合わせた授業の理解 | ④ 記録の充実 |
| ⑤ 校内の支援体制の充実 | ⑥ 交流・共同学習の在り方 |
| ⑦ 保護者等との連携 | |

特別支援教育に関する課題解決のためには、「すべての子どもによく分かる授業をする」という共通理解から出発する必要があります。特別支援教育は、特別な配慮や支援のことと捉えがちです。しかし、指導者自身の十分な教材研究と児童生徒の的確な実態把握のうえに、すべての子どもによく分かる授業をする努力が、指導の原点であることを再確認する必要があります。特別支援教育は、よく分かる授業づくりのための指導者の努力を基盤とした、特別な支援を要する子どもたちへの指導であることとして捉えていただきたいと思います。つまり、特別支援学級での指導は、通常学級でよく分かる授業づくりを努力したが、実態等からその子に応じた指導をさらに行う必要がある場合など、教育課程の特例措置を含めて、高度で丁寧な教育を行うことを基本的なこととして認識する必要があります。

本「Q&A」は、教育の原点としての特別支援教育の意義と管内の現状を踏まえ、学校全体として特別支援教育の充実に資することを願って作成しました。そして、特別支援学級担任や関係者をはじめ各学校の校内研修等で活用していただくことを願っています。「教育は小さいことの積み重ねである」と言われます。関係各位におかれましては、「少しずつ 少しずつ それが大きい」をモットーにしていただければと願っています。

最後に、関係各位への日頃の教育活動へのお礼と今後のさらなる特別支援教育の充実をお願いしてあいさつとします。

平成23年1月

阿蘇教育事務所長 木田 一夫

目 次

1 特別支援教育について

・・・・・・・・・・ P 1

Q 1 特別支援教育とはどのような教育ですか。

- Q 1 - 1 教育上特別な支援を必要とする子どもたちが学ぶ場にはどのような場がありますか。
- Q 1 - 2 小中学校における特別支援学級はどのような子どもたちを対象にしているのですか。
- Q 1 - 3 小中学校における「通級による指導」は、どのような指導ですか。また、どのような子どもたちが対象ですか。
- Q 1 - 4 特別支援学級の担任をすることになりましたが、子どもとどのように関わっていけばよいか分からず、悩んでいます。
- Q 1 - 5 校内支援体制はどのように整備していく必要がありますか。
- Q 1 - 6 通常学級では、特別な支援が必要な児童生徒に対してどのような支援を行うとよいでしょうか。
- Q 1 - 7 障がいのある児童生徒の保護者とはどのように連携していくとよいでしょうか。
- Q 1 - 8 「障害」のひらがな表記の取扱いについて教えてください。

2 特別支援学級等の教育課程の編成について

・・・・・・・・・・ P 7

Q 2 学校において編成する教育課程の意義について教えてください。

- Q 2 - 1 小学校・中学校と特別支援学校小学部・中学部の教育課程の違いを教えてください。
- Q 2 - 2 特別支援学級の児童生徒に対して、より効果的な指導・支援を行うために、どのような教育課程を編成することができますか。
- Q 2 - 3 特別支援学級での「教科別の指導」はどのように行えばよいでしょうか。
- Q 2 - 4 知的障がい者を主として教育する特別支援学校の各教科の各段階は、どの程度の力を有する児童生徒を想定しているのですか。
- Q 2 - 5 「各教科を合わせた指導」と「各教科等を合わせた指導」は違いますか。
- Q 2 - 6 「領域・教科を合わせた指導」について、何をどのように指導すればよいか分かりません。
- Q 2 - 7 特別支援学級において、各教科等を合わせた指導を取り入れた教育課程を編成することができますか。
- Q 2 - 8 「自立活動」について教えてください。
- Q 2 - 9 知的障害特別支援学級に在籍する軽度の知的障がいのある児童生徒に、通常の小中学校の教育課程を編成し、国語・算数など一部の教科を特別支援学級で、その他の教科を当該学年の通常の学級で指導することができますか。

- Q 2 - 1 0 知的障害特別支援学級で、知的障がいの特別支援学校の教育課程を参考にして教育課程を編成する場合、社会科・理科・家庭科などを取り入れて編成することができますか。
- Q 2 - 1 1 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程はどのように編成すればよいでしょうか。
- Q 2 - 1 2 特別支援学級では、どのような教科書を使用することができますか。
- Q 2 - 1 3 異学年複数の児童生徒が在籍する特別支援学級の教育課程はどのように編成していくとよいでしょうか。
- Q 2 - 1 4 小中学校における通級による指導の教育課程の編成について教えてください。

3 新学習指導要領の全面実施に向けて

・・・・・・・・・・ P 1 9

Q 3 来年度から小学校の学習指導要領は全面実施となりますが、特別支援学級についてはどうなるのでしょうか。

- Q 3 - 1 特別支援学校学習指導要領（平成 2 1 年 3 月告示）の改訂のポイントを教えてください。
- Q 3 - 2 「自立活動」の指導内容はどのような点が改訂されたのですか。
- Q 3 - 3 特別支援学級に在籍する児童生徒についても、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成する必要がありますか。
- Q 3 - 4 特別支援学級に在籍する児童生徒の「交流及び共同学習」について教えてください。

4 指導要録について

・・・・・・・・・・ P 2 4

Q 4 指導要録とはどのようなものですか？

- Q 4 - 1 特別支援学級に在籍する児童生徒の指導要録の様式について教えてください。
- Q 4 - 2 障がいのある児童生徒の学習評価は、どのように行うとよいでしょうか。
- Q 4 - 3 各教科等を合わせて指導を行った場合の学習評価はどのようにすればよいのでしょうか。
- Q 4 - 4 交流及び共同学習を実施した場合の学習評価はどのように行うとよいでしょうか。
- Q 4 - 5 教科によっては特別支援学級で授業を行ったり、交流及び共同学習として通常学級で授業を受けている場合の指導要録の記述について教えてください。
- Q 4 - 6 通級による指導を受けている児童生徒に対する学習評価はどのように行うとよいですか。また、指導要録にはどのように記載すればいいですか。
- Q 4 - 7 通常学級から在籍する学校の特別支援学級へ異動した場合の指導要録の取扱いについて教えてください。

1 特別支援教育について

Q 1 特別支援教育とはどのような教育ですか。

A 「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

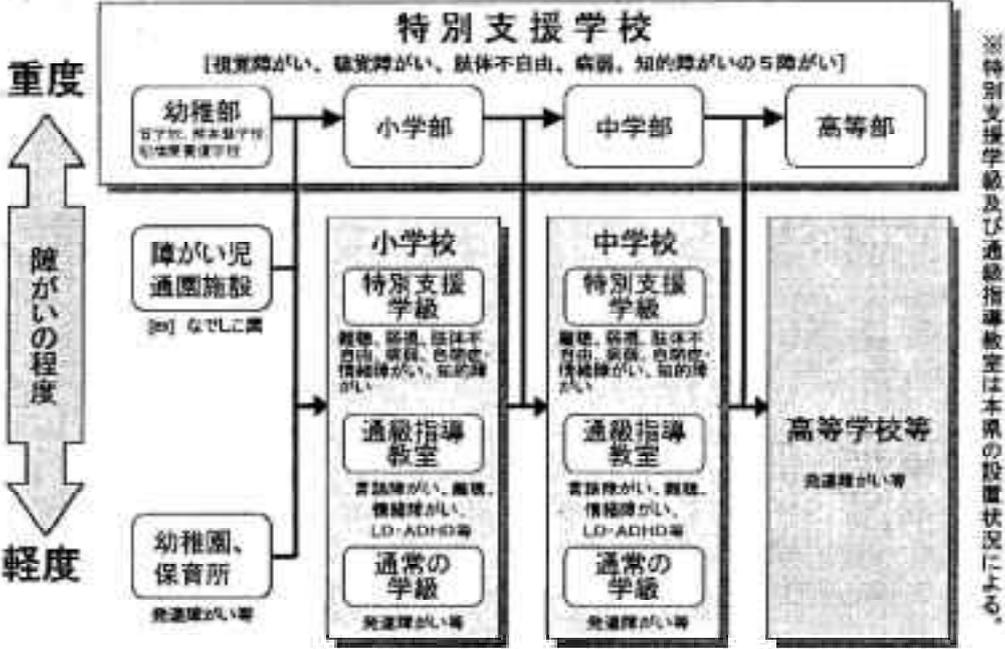
※平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

子ども理解のためには、障がいの理解はもとより、その障がいによる「困難さ」「困りごと」を理解することが大切です。
 特別支援教育では、「困難さ」の要因を子どもにだけ当てるのではなく、現在生活している場において子どもの「参加を制約」している要素や改善すべきこと、より重要なものは何か、より優先度の高いものは何かを考えていくことが大切です。
 環境を整え、周囲の人の支援によって、多くの生活上の困難さや困りごとは改善・克服できるものです。



Q 1-1 教育上特別な支援を必要とする子どもたちが学ぶ場にはどのような場がありますか。

A 障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、よりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立し社会参加するための特別な配慮の下に、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、あるいは「通級による指導」において適切な教育が行われています。



「特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック」より

Q 1 - 2 小中学校における特別支援学級はどのような子どもたちを対象にしているのですか。

A 以下に掲げる教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒が対象です。

- ア 知的障害者
- イ 肢体不自由者
- ウ 病弱者及び身体虚弱者
- エ 弱視者
- オ 難聴者
- カ 言語障害者
- キ 自閉症・情緒障害者

※それぞれの障がいの程度については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（文部科学省：平成14年5月27日）に示されています。

【参考】学校教育法第81条〔特別支援学級〕

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則第137条〔特別支援学級の設置区分〕

特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第81条に第2項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（文部科学省：平成14年5月27日）

（例）知的障がい者の場合の就学に対する判断基準

- ◇特別支援学校への就学・・・知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。
- ◇特別支援学級への就学・・・知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも。

障がいのある児童生徒の就学に関しては、該当する児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、保護者の意見や専門家の意見を聴いた上で、総合的かつ慎重に行うことが大切です。



Q1-3 小中学校における「通級による指導」は、どのような指導ですか。また、どのような子どもたちが対象ですか。

A 通級による指導は、通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

個々の児童生徒の障がいの状況等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うこととなりますが、特に必要があるときは、特別の指導として、各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっています。

通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要があります。

通級による指導は、下記に該当する児童生徒が対象です。

- ① 言語障害者
- ② 自閉症者
- ③ 情緒障害者
- ④ 弱視者
- ⑤ 難聴者
- ⑥ 学習障害者
- ⑦ 注意欠陥多動性障害者
- ⑧ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

その障がいの程度については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（文部科学省：平成14年5月27日）及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（文部科学省：平成18年3月31日）に示されています。

【参考】学校教育法施行規則第140条〔障害に応じた特別の教育課程〕

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程においては、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒は除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（文部科学省：平成18年3月31日）

（例）ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

Q 1 - 4 特別支援学級の担任をすることになりましたが、子どもとどのように関わっていけばよいか分からず、悩んでいます。

- A 特別支援学級における教育のねらいは、在籍する一人一人のこどもたちの実態を把握し、適切な指導と必要な支援を通して、子どもたちの自立と社会参加を目指すことにあります。
- そこで、まず指導者が行うことは、子どもの実態や状況を把握するための観察と観察等によって得られた気づきを記録として蓄積することが考えられます。記録の蓄積から子どもの傾向やこだわり等の実態や状況が把握でき、指導の手立てや方向性が設定できるようになります。“記録は宝”となるのです。
- 次に、把握した児童生徒の実態をもとに、計画的・組織的に教育活動を推進するために、諸計画を整備することが必要です。
- 子どもたちの実態や状況が分かるためには2～3ヶ月かかることが多いようです。この子どもとの出会いの2～3ヶ月を実態把握と指導の方向性をつかむ期間として大切にする必要があります。
- また、特別支援学級の担任を支えていくためにも、校内の支援体制を整え、学校教職員全員で共通理解して特別支援教育に取り組んでいきましょう。

Q 1 - 5 校内支援体制はどのように整備していく必要がありますか。

- A 教育上特別な支援を必要とする子どもたちが、学校生活の中で、一人一人の個性を發揮し、健やかに成長・発達するには、校内において温かく理解され、安心して学校生活を送ることのできる体制づくりが求められます。
- そのためには、特別支援教育校内委員会（名称は例：以下、校内委員会）を組織し、学校組織体として、教育上特別な支援が必要な子どもの指導に取り組むことが大切です。校内委員会において、すべての教職員の共通理解を図りながら有効な支援方法を検討し、いつでも、どこでも、誰でも対応でき、協力し合えるシステム（体制）を構築していく必要があります。
- 校内委員会の主な機能として、
- ア 各学級に在籍する気になる子どもの情報収集と実態把握
 - イ 特別な支援を必要とする子どもに対する学校内で必要な対応策の立案（具体的な指導方針及び指導方法、個別の指導計画の作成）
 - ウ 保護者への相談・支援及び連携
 - エ 教育相談の実施及び就学指導
 - オ 関係機関との連携
 - カ 教職員に対する組織的な研修の実施化
- 等があります。その校内委員会のキーパーソンとなるのが、特別支援教育コーディネーターです。
- 加えて、学校ぐるみの特別支援教育の取組が効果を上げるには、「わかる授業づくり」と子どもに快い「学校づくり」が要となります。

※ 現在、各市町村で特別支援教育支援員の活用が図られています。「特別支援教育支援員を活用するためには」（文部科学省：平成19年6月）では、その役割を次にあげる事項としています。参考にして、各学校での活用の仕方を工夫していきましょう。

- ① 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- ② 発達障害の児童生徒に対する学習支援（板書の読み上げ、飛び出し児童生徒の安全確保）
- ③ 学習活動、教室間移動等における介助
- ④ 児童生徒の健康・安全確保など
- ⑤ 運動会、学習発表会、修学旅行などの学校行事での介助
- ⑥ 周囲の児童生徒の障がいに対する理解の促進

Q 1 - 6 通常学級では、特別な支援が必要な児童生徒に対してどのような支援を行うとよいでしょうか。

A 通常の学級には、学習につまずきのある子ども、行動の自己コントロールが苦手な子ども、対人関係で困難を示す子どもなど、自らの力だけでは解決が難しい様々な悩みや課題をもった子どもたちがいます。通常学級で「特別な支援」を必要とする子どもは生活や学習で困難を抱えた子どもであり、教師は、「困る子」でなく、頑張っているが「困っている子」として認識する必要があります。そのうえで、子ども一人一人に「快い居場所づくり」と「自己肯定感の育成」に努めることが求められます。

そのような丁寧な学級集団づくりとともに、『特別支援教育の基盤は、すべての子どもにとってわかりやすい授業をする』という考えのもと、「授業づくり」に取り組んでいくことが大切です。「困っている子」にわかりやすい授業（めあての提示、発問、指示や授業の組み立てなど）は、すべての子どもたちにわかりやすい授業であり、教師は、支援の必要な子どもに特別な手立てを考える前に、すべての子どもたちにわかりやすい授業をするということが基本なのです。この「わかりやすい授業」をしたうえで、特別な支援が必要な子どもたちに適切な支援をしていくこととなります。

通常学級においては、その教育課程の範囲内で支援を行っていく必要があります。他の子どもと同じ時間、同じ場所、同じ教材、同じ目標のもと、授業を行うということです。授業での支援としては、一人一人のニーズに応じて、注意力を集中できるようにしたり、情報の伝え方を工夫したり、問題解決の仕方を示したりすることが考えられます。また、少人数指導やTT指導、小集団学習やペア学習などの指導形態の工夫もできます。

※ 一斉指導の合間に、机間指導でつまずいている児童生徒を見つけ、個別の支援が出来る時間を設けられるようにします。その間、他の児童生徒は、「何をしたらよいか」学習課題をはっきりさせておくと、どの児童生徒も落ち着いて学習に取り組めます。

しかし、授業だけでは十分な成果を得ることが難しい場合には、教育課程外（休み時間や放課後等）で個別の支援を行っていくこととなります。その際、対象の児童生徒にとって負担加重にならないよう、十分配慮することが必要です。

特別な支援が必要な児童生徒によりよい支援を行うには、実態把握に基づいた目標の設定と、目標を達成するために必要な支援内容や方法を設定し、具体的な手立てを講じていく必要があることから、通常学級においても個別の指導計画を作成することが求められています。

具体的な手立てを講じたならば、一定の期間実施し、子どもの状況の評価だけでなく、手立てに対する評価を行い、修正・改善を加えていきます。

【参考】小学校（中学校）学習指導要領 総則

障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

Q 1 - 7 障がいのある児童生徒の保護者とはどのように連携していくとよいでしょうか。

A 保護者との連携・協力は、子どもの成長のための基盤です。共に子どもの成長を願い、共に子どもの成長を喜び、共に子どもの将来について語り合える関係をつくりあげましょう。子どもが学校生活を存分に取り組んでいる姿や、子どもの成長を保護者に実感してもらうためにも、成長の様子を適宜伝えましょう。

家庭との連絡の取り方は、登下校時の送り迎え、連絡帳、学級通信、授業参観、懇談会、個別面談、学習会、家庭訪問、電話、個別の指導計画作成への参画など様々考えられます。

保護者の思いや願いを受け止めましょう

☆保護者へ伝えることよりも保護者の思いや願いを聞くことを大切にしましょう。

☆保護者の気持ちを共感的に理解しましょう。

☆保護者のこどばの背景を考えましょう。

☆保護者の取組を認めましょう。

(子どもの支援者としては先生よりも先輩です。)



Q 1 - 8 「障害」のひらがな表記の取扱いについて教えてください。

A 障害の「害」という漢字の表記については、「害悪」、「公害」など負のイメージがあります。

そこで、熊本県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進することを目的として、「障害」を「障がい」と一部ひらがな表記に努めることとしています。

【参考】表記の取扱いについて 平成20年1月21日施行(当分の間試行)熊本県のホームページ掲載

(1)「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とする。

(2)法令、条例、規則や固有名称等の表記は従前どおりとする。

①国の法令やこれらにより定義されている固有名称、熊本県の条例・規則等の固有名称として使用する場合

②医学用語・学術用語等の専門用語として使用する場合

③著作を引用して使用する場合

2 特別支援学級等の教育課程の編成について

Q2 学校において編成する教育課程の意義について教えてください。

A 学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

したがって、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となります。

また、教育課程は、市町村の学校管理規則により、各市町村の教育委員会に届け出る必要があります。

Q2-1 小学校・中学校と特別支援学校小学部・中学部の教育課程の違いを教えてください。

A 違いは以下のとおりです。

	小学校	特別支援学校小学部	
		視覚障がい、聴覚障がい、 肢体不自由又は病弱	知的障がい
各 教 科			生活 ※1
	国語	国語	国語
	社会	社会	
	算数	算数	算数
	理科	理科	
	生活	生活	
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	家庭	家庭	
	体育	体育	体育
領 域	道徳	道徳	道徳
	外国語活動	外国語活動	
	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	
	特別活動	特別活動	特別活動
		自立活動	自立活動

	中学校	特別支援学校中学部	
		視覚障がい、聴覚障がい、 肢体不自由又は病弱	知的障がい
各 教 科	国語	国語	国語
	社会	社会	社会
	数学	数学	数学
	理科	理科	理科
	音楽	音楽	音楽
	美術	美術	美術
	保健体育	保健体育	保健体育
	技術・家庭	技術・家庭	職業・家庭
	外国語	外国語	(外国語) ※2
	領 域	道徳	道徳
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動		特別活動	特別活動
		自立活動	自立活動

※平成24年4月1日より施行される学校教育法施行規則第72条[中学校の教育課程]、第127条[特別支援学校中学部の教育課程]参考

※1 特別支援学校小学部（知的障がい）の各教科の「生活」は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについての関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力を育てることを目標とした教科です。小学校の「生活科」とは異なります。

※2 特別支援学校中学部（知的障がい）では、必要がある場合には加えてもよいと規定されています。（学校教育法施行規則第127条第2項、平成24年4月1日より施行）

※ 視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部の各教科や特別支援学校の小学部又は中学部の道徳、外国語活動（小学部のみ）、総合的な学習の時間、特別活動の目標及び内容は、それぞれ小学校又は中学校に準ずることとしています。（ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味しています。）しかし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校及び中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障がいの状態や特性等を十分考慮する必要があります。そこで、特別支援学校学習指導要領解説に示された特別支援学校独自の項目について配慮する事項が示されています。

【知的障がいある児童生徒の状態と学習上の特性】

知的障がいある児童生徒は、一般に、認知や言語などに係わる知的能力や他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。

また、知的障がいある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられます。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、抽象的な内容の指導よりも実際の・具体的な内容の指導の方が効果的です。

Q2-2 特別支援学級の児童生徒に対して、より効果的な指導・支援を行うために、どのような教育課程を編成することができますか。

A 特別支援学級は、対象となる児童生徒の障がいの種類、程度により、特に必要とする場合は、小学校もしくは中学校に準じた教育課程をもとに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、特別な（実情にあった）教育課程を編成することができます。

小学校もしくは中学校に準じた教育課程



子どもの障がいや発達段階に応じて

- ◆各教科の目標や内容の一部を取り扱わないことができます。
- ◆各教科を特別支援学校の各教科に替えることができます。
- ◆各教科の目標・内容の全部又は一部を、下の学年の目標や内容に替えることができます。
- ◆知的障がいあるいは重複障がいの子どもを教育する場合には、必要に応じて、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導することができます。（領域・教科を合わせた指導）
- ◆学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることができます。

【参考】学校教育法施行規則第138条〔特別支援学級に係る教育課程の特例〕

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

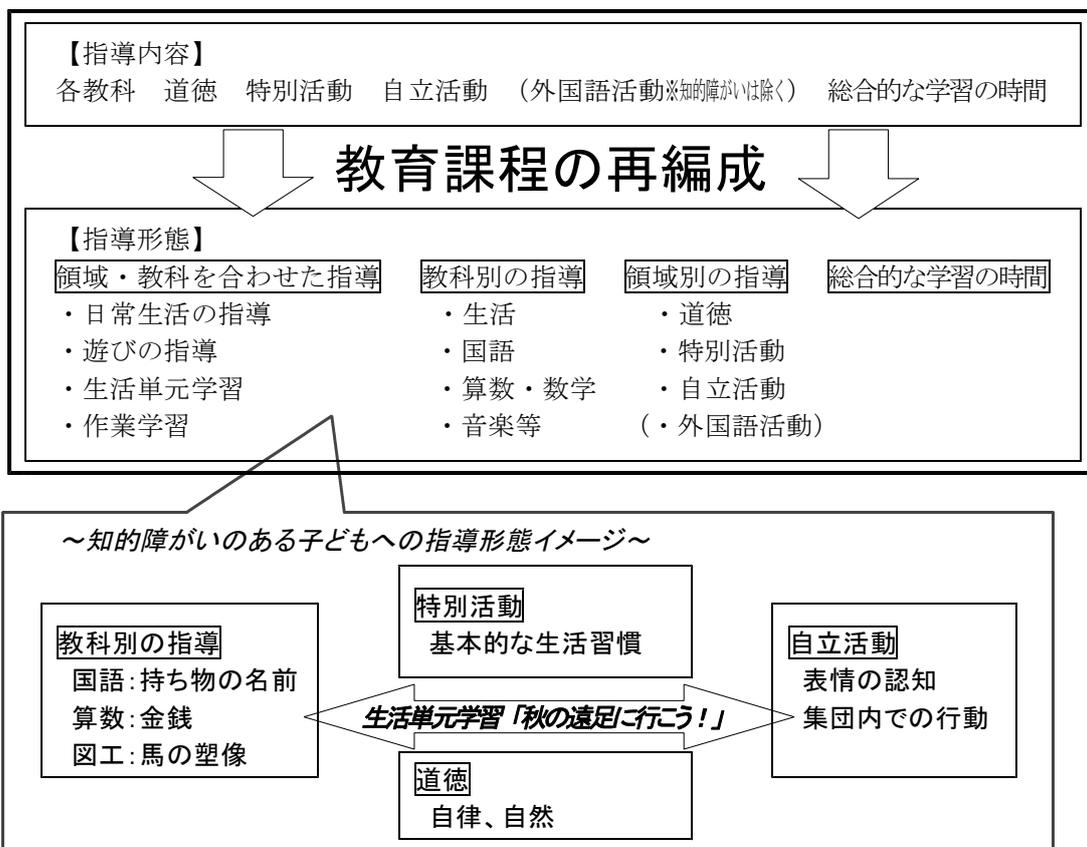
☆ 知的障がいのない子どもの場合

小中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本として、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るための領域「自立活動」を加えることができます。「自立活動」の時間を加えた分だけ、他の教科・領域の時間数を減らすことになります。

☆ 知的障がいのある子どもの場合

特別支援学校学習指導要領に定められた各教科には、例えば、小学部の場合は、生活科（1年～6年）、国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科があり、小学校の学習指導要領とは異なる内容が示されています。これらの各教科や自立活動を導入したり、領域・教科を合わせた指導を行ったりして、子どもの実態にあった教育課程を編成する必要があります。

【参考】＜特別支援学校の教育課程の構造＞



特別支援学級に在籍する子どもさんとその保護者の方は、特別支援学校ではなく、また通常学級でもなく、特別支援学級を選択されて入学または転学されたわけです。通常の学級では無理だから、ということではなく、特別支援学級のほうがより効果的指導・支援を受けることができる、という理由で特別支援学級を選択されたのです。特別支援学級ならではの質の高い教育を提供することは、学校としての責務だと言えます。だからこそ、子どもの実態に応じて教育課程を編成する必要があります。



Q2-3 特別支援学級での「教科別の指導」はどのように行えばよいでしょうか。

A 知的障がいがなかったり、比較的軽度だったりする場合は、小中学校の学習指導要領の教科の目標及び内容を踏まえて学習を進めます。

ただし、知的障がいのある場合は、このような学習が適切でない場合もあります。そこで、特別支援学校学習指導要領の「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を参考にして学習を進めることができます。知的障がいのある子どもへの教科別の指導では、より多くの体験的・実地的な内容を取り入れて学習を進めましょう。また、学んだことを実際の生活で生かせるように指導の工夫を行いましょう。

病弱・身体虚弱がある子どもの場合、入院や治療により授業を受けられず、学習の空白があることもあります。これまでの学習内容・活動等を十分検討し、子どもに負担の少ないペースで学習が進められるように計画を立てましょう。

肢体不自由がある子どもの場合、日常の生活動作等に制限があり、時間がかかることもあります。1単位時間の授業で取り扱う板書やプリントの量等、情報の提供の仕方や内容についても検討しましょう。

Q2-4 知的障がい者を主として教育する特別支援学校の各教科の各段階は、どの程度の力を有する児童生徒を想定しているのですか。

A 特別支援学校の学習指導要領の各教科の内容は、障がいの程度により、小学部は3段階、中学部は1段階で示されています。その内容は、特別支援学校学習指導要領解説に示されています。

【参考】特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）

（2）段階による各部の内容構成

※小学部は3段階、中学部は1段階

小学部 1段階	障害の程度が比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容 教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容
小学部 2段階	障害の程度は、上記ほどではないが、他人との意志の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容 教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、「児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとした内容
小学部 3段階	障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容 児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容
中学部	小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容

Q2-5 「各教科を合わせた指導」と「各教科等を合わせた指導」は違いますか。

A ①各教科を合わせた指導 と ②各教科等を合わせた指導 は違います。

① 各教科を合わせた指導とは、「**合科的な指導**」のことです。

小学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程を編成する際、児童生徒の実態等を考慮し、教科の目標や内容の一部についてこれらを合わせて指導を行うことができます。

合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つで、単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせ、学習活動を展開するものです。合科的な指導に要する授業時数は、原則としてそれと関連する教科の授業時数から充当することになります。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画する必要があります。

特別支援学校小学部等では、例えば、国語と算数を合わせて「ことば・かず」として「合科的な指導」が実践されています。

② 各教科等を合わせた指導とは、「**領域・教科を合わせた指導**」のことです。

知的障がい又は、重複障がいのある子どもの場合、教科ごとや領域ごとに別々に指導された内容を統合して、生活に役立たせる知識とすることが難しいことが考えられるので、まとまりのある活動を体験、学習していく必要があります。そこで、各教科、道徳、(中学部においては総合的な学習の時間、) 特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができます。

「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などがあります。

【参考】学校教育法施行規則第53条〔教科についての特例〕

小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

学校教育法施行規則第130条〔各教科の特例〕

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科(次項において「各教科」という。)又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

特別支援学校学習指導要領 第1章第2節第4の1

指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

(4) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

※「関連的な指導」は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するものです。

Q2-6 「領域・教科を合わせた指導」について、何をどのように指導すればよいか分かりません。

A 「領域・教科を合わせた指導」については、その内容の分かりづらさや指導の難しさ等から、教育課程上の位置づけや、何をどのように指導すればよいのか分からないという声をよく聞きます。

まずは、「領域・教科を合わせた指導」が、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において設けられたことを踏まえ、教育課程上、関連する内容と実施上の留意点について説明します。

「日常生活の指導」

日常生活の指導は、子どもの日常生活が充実し、高まるように、日常生活の諸活動を適切に指導するものです。

日常生活の指導では、特別支援学校学習指導要領の生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。

例 [基本的生活習慣]

衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など

[日常生活や社会生活において必要な基本的な内容]

あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなど

日常生活の自然の流れに沿い、实际的で必然性のある状況下で行います。また、毎日反復して行い、生活習慣の形成を図り、繰り返しながら発展的に取り扱います。適度なハードルの高さを目標とできる環境をつくりながら、子どもの主体的な姿と達成感を求めたいものです。



「遊びの指導」

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、特別支援学校学習指導要領の生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われます。

例 [比較的自由に取り組むもの]

場や遊具等に制限のない遊びを連続的に設定

[比較的制約性が高い遊び]

期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定する遊びを連続的に設定

自分で思う存分遊べるよう、支援を行うのが「遊びの指導」です。

特別支援学級では、子どもの実態に即し、教育課程全体を見渡しながら取り組むことが望まれます。教育課程の編成上位置づけがなされていなくても、遊びの指導のねらいを踏まえ、日常生活の指導の中で行ったり、生活単元学習としてある時期だけ展開したりすることもあります。



「生活単元学習」

生活単元学習は、子どもが生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習は、広範囲に各教科等の内容が扱われます。子どもの学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。

[単元例]

○行事を中心とした単元

- ・学校行事・・・遠足、運動会、学習発表会、卒業進級を祝う会
- ・季節行事・・・七夕、収穫祭、豆まき

○生活課題を中心とした単元・・・宿泊学習、校外学習

○トピック的（偶発的）単元・・・学級新聞作り、近隣の特別支援学級等の合同学習
お見舞い

○制作・生産活動を中心とした単元・・・カレンダー作り、メモ帳作り、公園作り

生活単元学習は、教科や領域の内容を教える学習方法ですが、各教科等の系統性に基づいて組織するのではなく、生活の流れやまとまりに基づいて計画・展開する、つまり生活の系統性を大切にします。子どもたちは、あくまでも様々な活動の結果として教科や領域の内容を習得するのです。また、そうなるように学習を組織することが大切です。

単元を設定するに当たっては、年間における配置や各単元の構成や展開について検討する必要があります。



「作業学習」

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしなが、子どもの働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、特別支援学校学習指導要領の職業・家庭科の内容だけでなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。

[作業活動の種類例]

- 農耕、園芸、紙工、木工、金工業、縫製、織物、窯業、セメント加工、印刷、食品加工、クリーニング、販売、清掃、接客等

教育的価値の高い作業活動等を含み、活動に取り組む喜びや成就感が味わえること、実態に応じた段階的な指導ができるものであることが大切です。また、多様な子どもたちが、共同で取り組める作業活動が含まれるように活動を工夫しましょう。

作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態などに配慮する必要があります。

実施に当たっては、保護者、関係機関との密接な連携を図るようにしましょう。



Q2-7 特別支援学級において、各教科等を合わせた指導を取り入れた教育課程を編成することができますか。

A 「領域・教科を合わせた指導」は知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校の特例です。ですから、特別支援学級においても、知的障がいのある児童生徒に対しては、「領域・教科を合わせた指導」を行うことはできますが、知的障がいのない児童生徒に対しては「領域・教科を合わせた指導」を取り入れることはできません。